

神戸市交通遺児福祉制度

令和6年度
保存版

1 対象者

下記の神戸市交通遺児福祉制度(以下、「制度」という。)を利用できる者は、次の各号の条件を全て満たしている者に限ります。

- (1) 神戸市内在住の幼児(小学校就学1年前)、児童、生徒(中学生)であること。
- (2) 父、母またはこれらに準ずる者が、交通事故により死亡又は身体等に著しい後遺障害を有することとなったものであること。

2 制度の内容

(1) 神戸市交通遺児奨学金

交通遺児が就学するのに際し、奨学金を支給し、児童・生徒の健全な育成と激励をはかる。

支給区分	幼児	小学生	中学生
支給額(年額)	44,400円	50,400円	58,800円

(2) 申請方法

制度名	必要書類	申請時期
神戸市交通遺児奨学金	・支給申請書 1通 ・口座振替依頼書 1通 (通帳のコピー 1通) ・交通事故証明書 1通 ・住民票(世帯全員) 1通 ・戸籍謄本等 1通 (事故者との続柄が分かるもの)	随時

※ 申請書類は、危機管理室(地域安全推進担当)までご請求ください。

※ 交通事故証明書は、自動車安全運転センター(Tel.351-7882)で発行しています。

※ 申請には、学校(園)長の在籍証明が必要となります。

(3) その他

新規申請時の要件(上記1「対象者」の項目参照)や住所に変更等がありましたら異動届が必要となりますので、下記連絡先までご連絡ください。

3 神戸交通遺児をみまもる会

この会は、交通遺児家庭の福祉増進を図る目的で昭和47年6月に設立され、神戸市危機管理室が事務局として運営しており、神戸市交通遺児奨学金の受給者等を対象に、幼稚園・小学校・中学校・高校卒業時に祝金などを支給しているほか、レクリエーション事業などを実施しています。

交通遺児福祉制度の利用にあわせて、加入をご検討ください。

【連絡先】

〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市危機管理室(地域安全推進担当)

松岡・小谷

TEL 078-322-5171 FAX 078-322-6031